

定期予防接種の接種期間を延長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、やむを得ず規定の接種時期に定期接種ができなかった方について、定期の予防接種として公費で接種出来る期間を延長します。

1 事業概要

小児の予防接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であるため、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、やむを得ず規定の接種時期に定期予防接種ができなかった場合は予防接種法施行令の規定に基づき、定期予防接種として実施する。

2 対象者

令和2年3月19日以降に定期予防接種の期限に到達する方で、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、規定の期限までに予防接種を受けられなかった三木市民。

3 延長期間

令和3年3月31日まで。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、期間を延長する場合がある。

4 接種方法

- (1) 接種を希望する方は、事前に申請書を提出する。
- (2) 健康増進課は、申請内容及び接種履歴を確認し、医療機関への依頼書を発行する。
- (3) 接種を希望する方は、接種対象者を伴い、協力医療機関において、依頼書と予診票を持参し接種する。
- (4) 緊急事態宣言解除後、自費で接種した方については償還払いで対応する。

問い合わせ先 三木市健康福祉部健康増進課 母子保健係

電話 0794-86-0900